

番号	質問事項 1
項目	<u>城東区あるいは大阪市における、マイナ保険証利用率、マイナ保険証利用におけるトラブル発生状況について教えてください。</u>
(回答) 医療機関等におけるマイナ保険証利用に関して、機器や通信等の設備に起因するトラブルを当区では把握しておりません。	
担当	城東区役所 窓口サービス課 保険年金担当 電話：06－6930－9946

番号	質問事項 1.
項目	城東区あるいは大阪市における、マイナ保険証利用率、マイナ保険証利用におけるトラブル発生状況について教えてください。
(回答) 令和 6 年 11 月時点（月間）の大阪市国民健康保険のマイナ保険証利用率は、城東区が 17.1%、大阪市全体が 15.9%で、大阪府後期高齢者医療制度のマイナ保険証利用率は、城東区が 12.8%、大阪市全体が 12.6%です。 なお、医療機関等におけるマイナ保険証利用に関して、機器や通信等の設備に起因するトラブルを本市では把握しておりません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	質問事項 2.①②
項目	<質問事項 2.①> 「資格情報のお知らせ」を国保や後期高齢者医療は、いつ、どのように市民に届けるのか。マイナ保険証の期限にかかわる発行はどのようにされるのか。 <質問事項 2.②> 「資格確認書」の交付はどのようにするのか、有効期限はいつまでか、更新はどのようにするのか、具体的手順を教えてください。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。ただし、経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証については、有効期限までの間、最長1年間使用できるとされており、本市国民健康保険の場合は令和7年10月末日、大阪府後期高齢者医療制度の場合は令和7年7月末日がそれぞれの最長となります。 令和6年12月2日以降、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう「資格確認書」をプッシュ型で交付することとされています。 なお、後期高齢者医療制度においては、令和6年9月の厚生労働省通知に基づき、令和7年7月末までの暫定的な措置として、新規加入者、券面情報に変更が生じた方、保険証を紛失等された方には、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、一律に資格確認書を交付することとされています。 これらの経過措置による被保険者証をお持ちの方のうち、マイナ保険証をお持ちの方に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに、令和7年7月に資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、国民健康保険は令和7年10月、後期高齢者医療制度は令和7年7月に、それぞれ資格確認書を送付予定です。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	質問事項 3
項目	現行の保険証が廃止されることに対しては医療現場の混乱が予測されています。今までには月に1度保険証を見せるだけで何のトラブルもなかったのに、マイナ保険証や資格情報のお知らせ、資格確認書を受診の度に毎回出すのでしょうか？顔認証がうまくできない、暗証番号を忘れた、マイナポータルには触れたことがない、などに医療機関の窓口で対応が増えることが予測されます。マイナ保険証利用トラブルが利用増加により増えることは予測される事態です。こうしたことに城東区あるいは大阪市はどのような対策を考えているのか、具体的に教えてください。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下『マイナ保険証』といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 当区では、マイナ保険証への移行にあたり、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者等への送付物にリーフレットを同封すること等により、マイナ保険証の利用方法やマイナンバーカードを保険証として利用登録する方法について周知に努めているところです。 また、マイナ保険証に関するお問合せがあれば、ご対応させていただいております。 なお、国におきましては、高齢者や障がいがある方等の配慮を要する方々やそのご家族の方等に向けて、マイナ保険証の利用登録や各種トラブル時の対応についての説明資料を作成し、広報・周知に取り組まれているところです。	
担当	城東区役所 窓口サービス課 保険年金担当 電話：06－6930－9946

番号	質問事項 3.
項目	現行の保険証が廃止されることに対しては医療現場の混乱が予測されています。今までは月に 1 度保険証を見せるだけで何のトラブルもなかったのに、マイナ保険証や資格情報のお知らせ、資格確認書を受診のたびに毎回出すのでしょうか？顔認証がうまくできない、暗証番号を忘れた、マイナポータルは触れたことがない、などに医療機関の窓口で対応が増えることが予測されます。マイナ保険証利用トラブルが利用増加により増えることは予測される事態です。こうしたことに城東区あるいは大阪市はどのような対策を考えているか、具体的に教えて下さい。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年12月 2 日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 本市では、マイナ保険証への移行にあたり、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者等への送付物にリーフレットを同封すること等により、マイナ保険証の利用方法やマイナンバーカードを保険証として利用登録する方法について周知に努めているところです。 また、国におきましては、高齢者や障がいがある方等の配慮を要する方々やそのご家族の方等に向けて、マイナ保険証の利用登録や各種トラブル時の対応についての説明資料を作成し、広報・周知に取り組まれているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	質問事項 4.
項目	障がい者、高齢者などデジタル弱者についての対策、施設職員はマイナ保険証の管理ができない、などについて、どう対応することになっているのか、教えてください。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 12 月 2 日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。ただし、経過措置として、令和 6 年 12 月 1 日までに交付された保険証については、有効期限までの間、最長 1 年間使用できるとされており、本市国民健康保険の場合は令和 7 年 10 月末日、大阪府後期高齢者医療制度の場合は令和 7 年 7 月末日がそれぞれの最長となります。 令和 6 年 12 月 2 日以降、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう「資格確認書」をプッシュ型で交付することとされています。 なお、国におきまして、高齢者や障がいがある方等の配慮を要する方々やそのご家族の方等に向けて、マイナ保険証の利用登録や各種トラブル時の対応についての説明資料を作成し、広報・周知に取り組んでいるほか、国の通知により、マイナ保険証をお持ちであっても、要介護の高齢者や障がいがある方等、マイナ保険証での受診が困難な方に対しては、申請により各保険者が資格確認書を交付することとされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	質問事項 5
項目	区役所として、医療を受ける権利を保障する皆保険制度にかかわる問題として、「現行の健康保険証の廃止・マイナ保険証への一本化」について、市民に対する窓口、市民への広報、不安の解消など、対応策をどう講じてきているのかを教えてください。
(回答) 当区としましては、マイナ保険証への移行にあたり、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者等への送付物にリーフレットを同封すること等により、マイナ保険証の利用方法やマイナナンバーカードを保険証として利用登録する方法について周知しております。また、事務所内にもマイナナンバーカードにかかる諸手続きについて記載したリーフレットを配架し、周知に努めているところです。 さらに、マイナ保険証に関するお問合せがあれば、ご対応させていただいております。 なお、国におきましては、高齢者や障がいがある方等の配慮を要する方々やそのご家族の方等に向けて、マイナ保険証の利用登録や各種トラブル時の対応についての説明資料を作成し、広報・周知に取り組まれているところです。	
担当	城東区役所 窓口サービス課 保険年金担当 電話：06－6930－9946

番号	要望事項 1. 2. 要望事項 3. ①②③ 要望事項 5.
項目	< 要望事項 1 > 「現行の健康保険証の廃止・マイナ保険証への一本化」という方針を撤回し、現状通り、「現行保険証とマイナ保険証の併用」を続けるように関係部署に働きかけてください。 < 要望事項 2 > 「保険証の廃止」という言葉がいわば「一人歩き」しており、今年 12 月 2 日以降は現行保険証が使えなくなると誤解している人が多数います。仮に、現行保険証の新規発行を中止したあとも、混乱を避けるため、資格確認書はマイナ保険証の有無にかかわらず、すべての人に発行するように働きかけ、現行保険証は期限が来て資格確認書の形になっても同等のものとしてずっと使えるように働きかけてください。 < 要望事項 3. ① > 今年 12 月 2 日以降も、その時点で手元にある健康保険証は、有効期限までそのまま使えること。 < 要望事項 3. ② > マイナ保険証を持っていない人(マイナンバーカードは持っているが保険証として利用するための設定をしていない人・そもそもマイナンバーカードを持っていない人)に対しては、およそ 5 年間は資格確認書が申請不要で交付され、マイナ保険証なしで保険診療を受けることができること。 < 要望事項 3. ③ > 資格確認書については、マイナ保険証を国民全員の総意で持つことにならない限りは、期限ごとにブッシュ型で発行し続けることを確認して周知してください。 < 要望事項 5. > 資格情報のお知らせは、随時無償で発行できるようにすること。

(回答)

マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。ただし、経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証については、有効期限までの間、最長1年間使用できるとされており、本市国民健康保険の場合は令和7年10月末日、大阪府後期高齢者医療制度の場合は令和7年7月末日がそれぞれの最長となります。

令和6年12月2日以降、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう「資格確認書」をプッシュ型で交付することとされています。

これらの制度変更にあたり、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう国に対して要望しており、本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、丁寧な周知・広報に努めているところです。

担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964
----	---

番号	要望事項 4.
項目	マイナ保険証のトラブルについて、情報を集中し、混乱を避ける手立てを行い、市民・医療機関に広報すること。マイナ保険証が使えない事例について広報し、対策を明らかにすること。
(回答) マイナ保険証の利用にあたって、顔認証ができない場合や、カードリーダーが不具合で使用できない場合の対応等のトラブル時の対応につきましては、国においてリーフレット等を作成し、周知・広報に取り組んでいるところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	要望事項 7. 8
項目	< 要望事項 7 > 障がい者、高齢者、小児にマイナ保険証を強要しないこと。 < 要望事項 8 > マイナ保険証をもたない人に対する、不利益扱いや、マイナ保険証移行を強要する言葉かけをしないように医療機関に周知すること。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 12 月 2 日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。ただし、経過措置として、令和 6 年 12 月 1 日までに交付された保険証については、有効期限までの間、最長 1 年間使用できることとされており、本市国民健康保険の場合は令和 7 年 10 月末日、大阪府後期高齢者医療制度の場合は令和 7 年 7 月末日がそれぞれの最長となります。 令和 6 年 12 月 2 日以降、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう「資格確認書」をプッシュ型で交付することとされています。 なお、マイナ保険証の利用は任意となっており、マイナ保険証で医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方には、引き続き保険診療を受けられるよう資格確認書を、各保険者がその被保険者に対して交付することとされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	要望事項 9.
項目	マイナ保険証の登録解除ができることや、その方法を市民にわかりやすく、広く知らせること。
(回答) 平成 6 年 10 月 9 日付け厚生労働省事務連絡にて、医療保険者において、加入者からのマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除の受付を開始できるよう対応する旨の通知があったことを踏まえ、本市においては、令和 6 年 11 月 5 日より、本市国民健康保険及び大阪府後期高齢者医療制度の被保険者からのマイナ保険証の利用登録解除の受付を開始しています。 なお、利用登録解除の申出書様式は本市ホームページに掲載しており、必要な手続等についても、詳細に案内しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964